

Kumagaya倶楽部

行政書士は街の身近な法律家

◆支部長挨拶

支部長 高橋 正善



師走を迎え何かと気ぜわしい毎日ですが、会員の先生方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より支部の運営に際してご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながらの支部運営を余儀なくされています。令和4年1月15日には新年賀詞交歓会、5月14日には定時総会を開催しましたが、懇親会は行わず短時間での開催となりました。7月2日には支部として初の試みでしたが、市役所市民相談員を対象とした、意見交換を中心とした研修会を開催しました。コロナ禍においても市民相談のニーズは依然として高く、予約は毎回ほぼ埋まっている状態です。今後は研修に事例検討を取り入れながら、相談員の能力向上を図る必要があると考えます。

さて、令和5年8月から倫理研修が義務化されます。日本行政書士会連合会発行の「月刊 日本行政」12月号によると、職務上請求書の不正使用による事件が発生したことを受け、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理を養い、維持するため受講を義務化したとあります。多くの会員の先生方は職務上請求書を適正に使用し、業務を行っていると思いますが、記載方法について不明な点がありましたら、埼玉県行政書士会発行の「職務上請求書使用手引き」いわゆるマニュアルを必ず確認していただきたいと思えます。

今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◆主な行事（令和2年1月～）



新年賀詞交歓会

令和4年1月15日(土)

令和4年1月15日(土)、マロウドイン熊谷において午後4時より、熊谷支部新年賀詞交歓会が開催され、ご多忙の中、4名のご来賓の皆様をお迎えし、支部会員24名の出席のもとで執り行われました。また、併せて岡村良造先生の喜寿祝賀会を行いました。昨年は新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、今年は感染防止対策を徹底した上で、無事に開催することができました。

高橋正善支部長の挨拶、岡村良造先生からの挨拶をいただいた後、ご来賓の熊谷市長 小林哲也様、衆議院議員の野中厚様、森田俊和様、埼玉県行政書士会副会長の赤

坂昌雄様からご挨拶を賜り、滞りなく令和4年新年賀詞交歓会は終了しました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年は飲食の提供は行わない形式での開催となりました。会員の皆様にはご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。

令和2年度支部定時総会

令和4年5月14日(土)

5月14日(土)午後4時より、マロウドイン熊谷において令和4年度定時総会が開催されました。28名(委任状42名)の会員が出席しました。出席会員の中から、豊島正樹会員が議長に選出され、豊島議長の進行により、審議が開始されました。

令和3年度の事業報告・会計報告、続いて令和4年度事業計画・予算・代議員選任に関する審議もスムーズに進み、会員からの質問等もなく、全ての議案に対して出席した会員からの承認を得ることができました。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定時総会のみ開催し、懇親会は中止となりました。会員の皆様にはご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございました。



業務研修会の開催

令和4年7月2日(土)

熊谷支部では、毎月1回熊谷市役所で行政書士市民相談を実施していますが、ここ10年の相談内容は「相続」と「遺言」で全相談の99.6%を占めており、それ以外の相談はほぼゼロに近い状況です。また、近年は相談内容が複雑なものが増えており、相談員には相続と遺言について深い法律と実務の知識が要求されるようになってきました。このような事情から、行政書士市民相談の相談員を対象にした業務研修会を7月2日(土)に開催することになりました。

相談員向け業務研修会の第1回目ということで、まずは、高橋支部長から市民相談の現状について報告がなされ、その後、参加者全員からこれまでの相談員としての経験に基づく意見や感想等を述べてもらうという内容でした。時間の都合で、予定していた事例研究まで行うことはできませんでしたが、相談者に対応するにあたり心がけていることなど、今後無料相談をする上で参考になる発言が多く、また、無料相談のガイドラインの作成の必要性などいくつか改善点も明らかになり、大変有意義な業務研修会でした。



県下一斉無料相談会

令和4年10月8日(土)

10月8日(土)に、行政書士制度広報月間の広報活動の一環として、熊谷市内にある八木橋百貨店東側入口にて県下一斉無料相談会を開催しました。

昨年同様、相談員は会場入りする前に検温を行い、相談者とのソーシャルディスタンスを確保し、相談中はマスクを着用し、相談終了後には机と筆記具をアルコールで消毒するなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底して行いました。また、例年実施している会場周辺でのチラシ配りも中止しました。

無料相談会当日は、3連休の初日で、しかも悪天候続きの中で久々に好天に恵まれたこともあってか、例年と

比べて相談件数が大幅に減少し、遺言・相続3件、その他1件の計4件でした。

新型コロナウイルス感染症の影響も続く中、いつまでこのような状況が続くのか心配は募りますが、来年もこの相談会に参加し、皆様のお役に立てればと思います。

◆新入会員紹介 (令和3年12月以降)

氏名	河内 修平	入会	令和4年4月1日太田支部から
事務所所在地	熊谷市河原町1-26 プラスコート熊谷 206号室		
兼業資格		電話番号	048-580-7102
自己紹介	皆様、はじめまして。令和4年4月1日に熊谷支部に事務所を移転しました河内修平(かわちしゅうへい)です。以前は群馬県太田支部に在籍していました。外国人の在留資格関連、会社設立関連、障害福祉施設関連を中心に業務をしております。現在はコンサル会社の経営と一般企業での役員を兼務しております。企業勤めをしている合間での行政書士業務ですのでなかなか時間の都合が合わないかと思いますが、諸先生方からご指導ご鞭撻をいただければと存じます。		

氏名	東 宗慶	入会	令和4年7月1日
事務所所在地	熊谷市銀座6丁目3番36号 グランコート熊谷貳番館 506		
兼業資格		電話番号	070-6667-2251
自己紹介	防衛省にて30年近く行政事務等を行ってまいりました。現在、熊谷市において行政書士事務所を開設し、地域の皆様、地域社会貢献のため頑張っていく所存であります。よろしくお願ひいたします。		

氏名	谷部 晃久	入会	令和4年7月15日鴻巣支部から
事務所所在地	熊谷市船木台5-16-10		
兼業資格		電話番号	0493-33-1687
自己紹介	この度鴻巣支部エリアより熊谷市船木台へと庵(事務所)を移転して参りました谷部と申します。小生本年、齡(よわい)六十となりましたが、今後も細々と小商い(事務所業務)に邁進して行く所存でございますので、宜しくお願ひ致します。鴻巣支部在籍時は、厚生部長・広報部長を拝命され、粉骨砕身の努力を致しましたが成果は皆無でございました。この教訓を生かし、当支部におきましては終生、一兵卒にて陰ながらの貢献をと思っております。		

◆訃報

令和4年12月5日 神山 忠之 先生 ご逝去

◆トピックス

1. インボイス制度が始まります。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、原則として、売手が発行した「適格請求書(インボイス)」の保存が消費税の申告の際の仕入税額控除の要件となります。ただし例外があり、課税事業者であっても簡易課税制度を選択している場合は、適格請求書の保存は不要です。また、経過措置が設けられており、インボイス制度実施後6年間は、適格請求書がなくても仕入税額の一定割合(実施後3年間は8割、後の3年間は5割)を控除することが認められています。とはいえ、令和5年10月1日以降は、課税事業者(簡易課税制度を選択している事業者を除く。)に対して消費税を加えて請求する場合は、適格請求書の交付を求められることになると考えられます。

「適格請求書」とは、現行の請求書、納品書、領収書、レシート等に「(適格請求書発行事業者の)登録番号」、「適用税率」及び「(税率ごとに区分した)消費税額等」を追加記載したもののことです(なお、一定要件を具備した課税事業者の場合は、「簡易適格請求書(簡易インボイス)」の交付が認められており、「登録番号」は必ず記載しなければなりません、「適用税率」と「消費税額」はいずれか一方だけ記載すれば足ります。)。したがって、適格請求書を発行するには、所轄税務署に適格請求書発行事業者の登録をして「登録番号」を取得する必要があります。

なお、インボイス制度導入と同時に適格請求書を発行するためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署に提出する必要があります。

インボイス制度の詳細については、国税庁HPから「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」をダウンロードすることができますので、ご確認下さい。

(注)この記事の内容は令和4年11月15日現在の情報によるものです。

2. 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

所有者不明土地の解消に向けて、令和5年4月1日に改正民法が施行され、令和5年4月27日には相続土地国庫帰属法が施行されます。また、令和6年4月1日からは相続登記の申請が義務化され、相続人申告登記が新設されます。

今回の民法改正で行政書士業務に係わってくるものに、遺産分割に関する見直しがあります。現行民法には遺産分割に関して何らの時的制限はありませんが、改正民法では、相続開始時から10年を経過すると、原則として特別受益や寄与分を加味した具体的相続分による遺産分割を請求することができなくなります(相続人全員の合意があればこの限りではありません。)。この改正により、具体的相続分で遺産分割した場合に利益を得る相続人の働きかけによる遺産分割の早期実施が期待されるとともに、相続開始から10年を経過した場合は、画一的な割合である法定相続分を基準として円滑に遺産分割を行うことが可能になります。

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しの詳細については、法務省HPの民事局ページ内の「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」ページから各種資料をダウンロードすることができますので、ご確認下さい。

◆報告…市役所無料相談コーナー相談件数

令和4年1月から12月までの熊谷市役所無料相談コーナーの相談件数をご報告いたします。

	相 続	遺 言	その他	備 考
令和4年1月	5	0	0	電話相談
令和4年2月	4	2	0	電話相談
令和4年3月	4	1	0	電話相談
令和4年4月	6	0	0	電話相談
令和4年5月	3	1	0	電話相談
令和4年6月	3	1	0	電話相談
令和4年7月	5	0	0	電話相談
令和4年8月	5	1	0	電話相談
令和4年9月	5	1	0	電話相談
令和4年10月	4	0	0	電話相談
令和4年11月	4	2	0	電話相談
令和4年12月	1	0	0	電話相談
合計	49	9	0	

- 相談件数の合計は、昨年の67件を下回り58件となりました。
- 今年は、すべての相談が相続又は遺言に関するもので、その他の相談は0件でした。

編集後記

デジタル化の大きな波が押し寄せてきます。
政府は、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させ、紙やプラスチックカードの健康保険証を2024年秋に廃止する方針を発表し、運転免許証との一体化の時期についても、当初予定していた2024年度末から前倒しすることを検討することのこと。

もはや、個人情報の流出が心配だからとか、自分はアナログ人間だからと言っていられなくなりそうです。ちなみに、ユキマサくんは取得済みです。→

(広報部 浅見 龍二)

